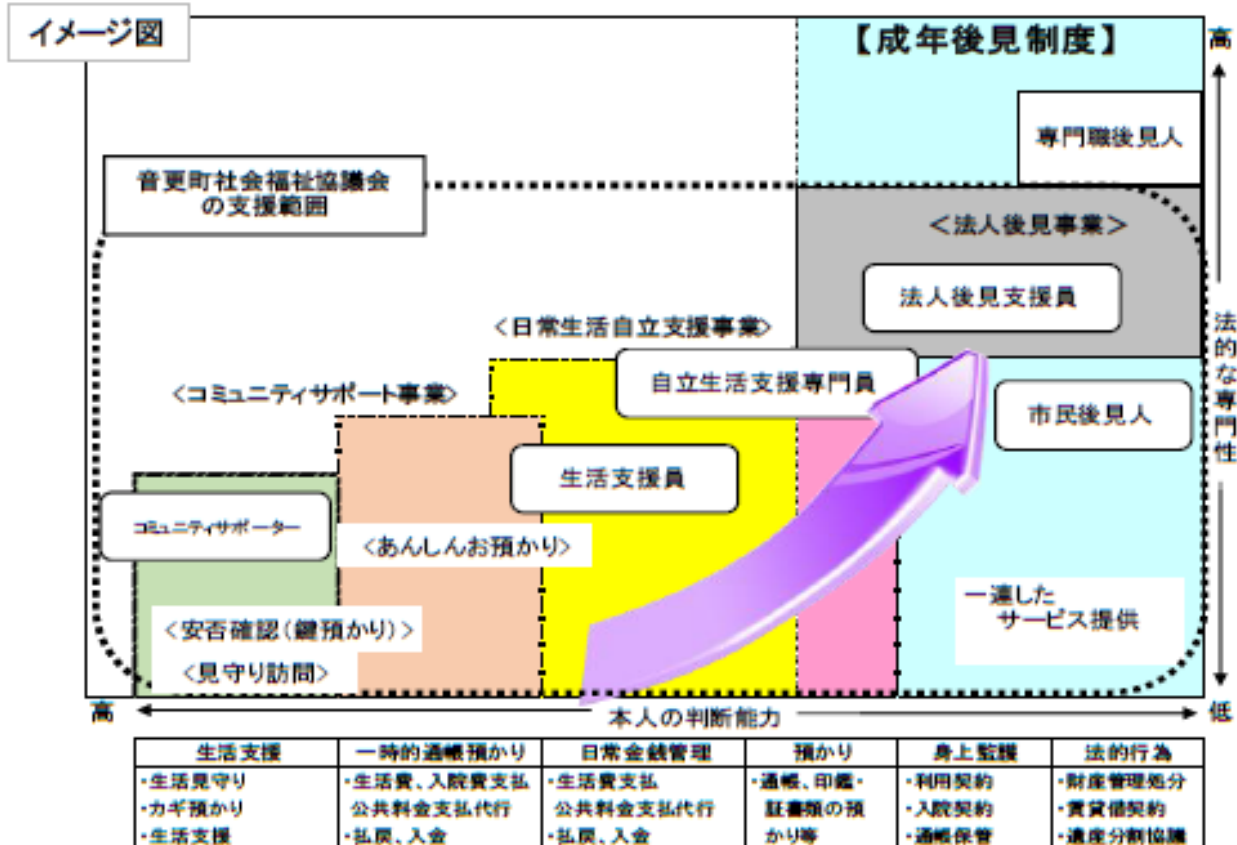


コミュニティサポート事業

音更町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりの一環として、新たに「コミュニティサポート事業」を開始します。

近隣のちょっとした見守りから、成年後見制度の利用まで、より安心して暮らし続ける地域づくりと住民同士の「新たな支えあい」の構築を目指します。



☆コミュニティサポーターとは？

①見守り訪問事業

②あんしんお預かり事業

③緊急時安否確認(鍵預かり)事業

【申込み・問合せ】

社会福祉法人音更町社会福祉協議会

〒080-0101

音更町大通11丁目1番地 音更町総合福祉センター内

☎0155-42-2400



☆コミュニティサポーターとは？

音更町社会福祉協議会が目指す「誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり」の一環として行う「コミュニティサポート事業」を実施していく上で、社会福祉協議会職員と共に活動いただくのがコミュニティサポーター（以下、「サポーター」という）です。

コミュニティサポート事業を利用する皆様と同じ音更に住む一般町民です。特別な資格を持った専門職ではありません。音更町社会福祉協議会の開催する養成講座を受講していただき、認知症の理解やご自宅を訪問する上での心構え等を学んだうえで皆様の生活のサポートをさせていただきます。



①見守り訪問事業

在宅で生活している認知症の症状がある方を対象に、コミュニティサポーターが話し相手や介護者不在時の留守番、本人の趣味活動等の見守りを行います。

例えばこんなことはありませんか？

- ・ 家族が認知症でお世話が大変。たまには息抜きしたい。
- ・ 外出するとき、認知症の本人を家で1人におけない。
- ・ 認知症の本人がいつも家に閉じこもっているので、家族以外の人との交流の機会を増やしたい。

対象者

要介護認定又は要支援認定を受けている認知症の症状を有する音更町民の方

支援提供時間

原則として平日午前9時00分～午後5時00分
1回あたりの支援は3時間を限度とします。

利用料

無料



まずは社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

事業のしくみ

以下の①～④の流れに沿って、支援提供を行います。

利用対象者



どんなことをしてくれるの？

利用者宅を訪問し、話し相手、見守り、趣味活動などの支援を行います。

〔体に直接触れて行う支援（食事、入浴の介助など）は行うことができません。〕



コミュニティサポーター



養成講座を修了した町民の方

④支援活動

①利用申請

②聞き取り

どんな話をするの？

ご本人やご家族、関係者から聞き取りを行います。ご本人の体調や生活状況、希望する支援の内容、頻度などを聞き取りさせていただき、事業利用が可能か判断します。

事務局

(音更町社会福祉協議会)



③活動調整

何を調整するの？

希望する日時や内容から支援可能なコミュニティサポーターを調整します。担当コミュニティサポーターには必要な範囲でご本人の情報をお伝えします。

②あんしんお預かり事業

何らかの理由により一時的に生活を維持する為の払戻しや支払いが出来ない状態になり、他に適切な支援者が不在の場合、利用希望者との契約により本会が通帳の預かりや入出金の支援代行をします。

※出入金の手続き代行については、各金融機関所定の手続きを確認し、実施します。

利用対象

- 1) 一時的に町内の病院・施設に入院・入所している方
- 2) 在宅生活を営む上において、本人または親族による適切な金銭管理が困難な方
- 3) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用予定の方



③緊急時安否確認(鍵預かり)事業

本会にて利用希望者(75歳以上の単身高齢者等)の鍵を預かり、緊急時には関係機関との連携により入室し安否確認を行ないます。

平常時はコミュニティサポーターや関係機関(音更町あんしんネットワーク、地区担当地域包括支援センター等)による見守り活動を行ないます(令和2年度はモデル事業として実施)。

利用申込み

利用対象者

- 1) 75歳以上の単身高齢者
- 2) 認知症や障がいなどにより鍵の預かりが必要であると思われる方



情報提供

- ・コミュニティサポーター
- ・音更町
- ・地区地域包括支援センター
- ・その他必要と判断される団体



平常時

関係機関とコミュニティサポーターによる見守り

※コミュニティサポーターは月に1回程度、利用者宅を訪問し、近況の確認をします。

判断の目安

- ・新聞や郵便物がポストにたまっている
- ・洗濯物が何日も干しっぱなしになっている
- ・部屋の明かりが昼間も点いている
- ・部屋の明かりが夜になっても点かない
- ・夜通しTVの音が聞こえるが居住者の声や姿を見かけない
- ・助けを呼ぶような声を聞いた
- ・通常聞こえる生活音が聞こえない
- ・福祉サービス利用時に応答がない
- ・家屋から異臭がする
- ・遠方の親族から緊急の要請があったとき

異常発見



社会福祉協議会へ連絡

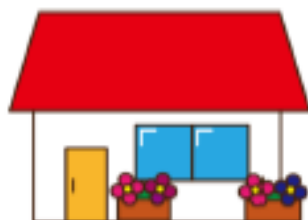
入室の目安

呼び鈴や玄関の扉を叩くなどの呼びかけをしても応答がなく、かつ、緊急時連絡先などに連絡しても現状確認が取れない場合を緊急時と判断します。

- ・状況確認と情報収集
 - ・登録連絡先へ連絡
- 1) 緊急連絡先
 - 2) 親族
- ・関係機関への連絡



鍵の持出・安否確認



・社会福祉協議会や関係機関、警察官など複数人で入室し、安否確認を行ないます。

※不在と確認された場合は、「安否確認実施カード」を室内に置きます。